～就職に向けてスキルアップしたい方へ～

令和8年11月24日現在

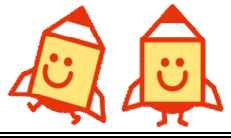

ハロートレーニング －急がば学べ－
職業訓練のご案内

《募集中・募集予定コース》



＊職業訓練の申込みにはハロートレーニング窓口での事前の相談と、写真１枚が必要です。＊

●公 共 職 業 訓 練

☆北海道立函館高等技術専門学院　函館市桔梗町435番地（TEL47-1121）

科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
自己推薦選考　機械技術科	2名	令和9年4月～令和11年3月（機械技術科のみ、令和9年4月～令和10年3月の1年制訓練あります。）	**～追加募集 日程調整中～**		
システム制御技術科	4名				
自動車整備科	7名				
建築技術科	2名				
【自己推薦応募資格】①学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方 ②①と同等以上の学力を有すると認められる方　③学校教育法による定時制学校等卒業見込みの方で、雇用保険受給見込みのある方 ④出願する動機及び理由が明確である方　⑤当該訓練科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する方					
一 般 選 考　機械技術科	3名	令和9年4月～令和11年3月（自動車整備科以外の3科は、令和9年4月～令和10年3月の1年制訓練あります。）	11月24日～12月10日	12月16日	12月23日
システム制御技術科	6名				
自動車整備科	6名				
建築技術科	3名				

事業所委託訓練　科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
パソコン初心者科 合同会社七彩　函館市桔梗３丁目３６－２６	15名	1月13日 ～ 3月12日	11月9日 ～ 12月8日	12月17日	12月22日

☆ポリテクセンター函館（北海道職業能力開発促進センター函館訓練センター）　函館市日吉町3丁目23-1（TEL52-0323）

科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
溶接クラフト科　（託児サービス付）	14名	令和9年1月5日～6月28日	11月2日～12月15日	12月19日	12月23日
住宅リフォーム科　（託児サービス付）	15名				
設備管理科　（託児サービス付）	16名				
ビジネスワーク科　（託児サービス付）	15名				

●求 職 者 支 援 訓 練

科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
基礎からのOA・経理ステップアップ科 合同会社七彩　函館市桔梗３丁目３６－２６	15名	実践コース 1月21日 ～ 6月18日	12月1日 ～ 12月28日	1月7日	1月13日
SNSも学べるWebデザイン科 合同会社七彩　函館市桔梗３丁目３６－２６	15名	実践コース 1月26日 ～ 5月25日	12月10日 ～ 1月6日	1月13日	1月18日
パソコン基礎科（託児サービス付） キャリアスタッフ研修センター　函館市千歳町９－１１	15名	基礎コース 3月3日 ～ 6月2日	1月14日 ～ 2月10日	2月17日	2月22日
未経験からのネイリスト養成科（短時間） セプトネイルアカデミー函館校　函館市東雲町５－１１	14名	実践コース 3月29日 ～ 9月28日	2月10日 ～ 3月9日	3月15日	3月18日
Webクリエイター育成科（託児サービス付） キャリアスタッフ研修センター　函館市千歳町９－１１	15名	実践コース 3月31日 ～ 7月30日	2月12日 ～ 3月11日	3月17日	3月23日

◆◇◆職業訓練の相談窓口は、２０～２６番の窓口です◆◇◆

ご利用時間は平日（月～金）８：３０～１７：１５

（相談時間や相談窓口の混雑状況から、９：００～１６：００の間に来所されることをお勧めしております。）

求職申込（登録）がお済みでない方は、先に『総合案内』にその旨お申し付けください

＊相談を希望される方は、『総合案内』の発券機から『**ハロートレーニング**（職業訓練）』のボタンを押して、整理券をお取りになりお待ちください

◆◇◆担当・職業相談第二部門　電話（0138)88-1324◆◇◆

職業訓練の申し込みを希望される方は、訓練窓口でご相談ください。
訓練窓口での職業相談後、申込可能な方には申込書（願書）をお渡しいたします。

ハローワークはこだて
ホームページ

◆職業訓練の対象となるのは主に以下に当てはまる方です。

＊離職している方、訓練開始前に退職予定で退職日が決まっている方
（土日だけなど短時間で働いている方は、離職しなくても申し込める場合もありますので、ご相談ください。）

＊ハローワークに求職登録して就職活動を行っており、希望に合った仕事があればいつでも再就職できる方
（病気・けが、妊娠・育児、その他の事情ですぐ就職できない場合は、状況が落ち着いてから訓練の申し込みをして頂きます。
また、就労できない期間があった方や現在通院中等の場合には、状況が落ち着いたかどうか窓口で詳しくお伺いし、所定の用紙の提出をいただく場合があります）

＊希望する職種への就職に必要な知識・技能が不足しており、スキルアップを希望する方
（希望職種を検討中の場合は、窓口でご相談に乗りますので、希望職種を決定してから訓練の必要性をご検討ください。）

＊フルタイムでの就職を希望している方（パート希望の場合は、最低でも週20時間以上の勤務を希望する方）

＊公共職業訓練、求職者支援訓練（実践コース）を受講した方は、訓練修了後１年経過しなければ新たな受講はできません。

＊同じ内容の訓練への再受講はできません。

職業訓練中の給付

●雇用保険の給付（失業給付）を受ける方

ハローワークでは、再就職のために職業訓練が役立つと判断した方には、「受講指示」を行うことがあります。「受講指示」を受けて訓練を受講する場合、基本手当が訓練終了まで引き続き支給されるほか、訓練受講手当などが支給されます。
また、訓練中は失業における認定の必要がありませんので、認定日への来所は不要となります。
「受講指示」を受けるためには、雇用保険の支給残日数等の条件がありますので、詳細は『雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり』をご覧頂くか、訓練窓口でおたずねください。
ただし、「受講指示」にならない場合は、通常の基本手当の給付を受けながら受講し、認定日への来所は必要となります。
（給付日数の延長や受講手当等の支給はありません。）

●雇用保険の給付（失業給付）を受けられない方

下記の要件にすべて当てはまる方が、職業訓練を受講する場合は、訓練受講給付金を利用することができます。
受講給付金は、出席状況等の確認後に、１ヵ月分ずつ後払いで支給されますので、最初の支給は訓練を開始してから約１ヵ月半後となります。

《 訓練受講給付金のご案内 》

１.支給額
月額10万円＋通所手当＋寄宿手当（通所手当、寄宿手当はそれぞれの支給要件に該当した場合のみ支給されます。）

２.支給対象となる要件（①～⑪のすべてに当てはまること）　※利用を希望する場合は、必ず窓口で確認を受けてください。
① 雇用保険の被保険者ではない、または雇用保険の求職者給付を受給できない方
② 本人収入（税引前の給与収入、年金等）が月8万円以下の方
＊本人収入が月8万円以上であったとしても、月12万円以下であれば通所手当のみ支給となります。
③ 世帯（※）全体の収入（税引前の給与収入、年金等）が月30万円以下の方
＊世帯収入が月30万円以上であったとしても、月34万円以下であれば通所手当のみ支給となります。
④ 世帯（※）全体で保有する金融資産（預貯金や株式など）が300万円以下の方
⑤ 現在住んでいるところ以外に本人名義で土地・建物を所有していない方
⑥ 訓練を１回も欠席・遅刻・早退せずに出席する方（やむを得ない理由があると認められる日は例外あり）
⑦ 訓練中から訓練修了後約3ヵ月間、ハローワークの指定する日（指定来所日）に来所し、職業相談を受ける方
＊求職者支援訓練を受講する場合には、訓練受講給付金の受給の有無を問わず、指定来所日への来所が必要となります。
⑧ 同世帯（※）の方でこの給付金を同時期に受給している方がいない方
⑨ 前回の受給（訓練生活支援給付金を除く）から6年以上経過している方
＊通所手当のみ受給であったとしても前回の受給から6年以上経過している必要があります。
⑩ 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
⑪ ハローワークが指示する書類をすべて用意・提出できる方
（※）配偶者（内縁関係を含む）、子、父母をいいます。同居の方、別居で生計を一にする方が「世帯」に含まれます。

●雇用保険の給付（失業給付）も訓練受講給付金も受けられない方

《 リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内 》

スキルアップ等を目指す方々を支援する融資制度で、生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」や「教育訓練期間中の生活費」を融資します。ハローワークでの要件確認手続きと、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）での貸し付けの手続きが必要です。詳細条件は窓口までお問い合わせください。